

Title	大工頭中井家文書(一)
Sub Title	On the documents concerning the Nakai (中井) Family
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko) 高橋, 正彦(Takahashi, Masahiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1964
Jtitle	史学 Vol.37, No.1 (1964. 6) ,p.97- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	史料紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19640600-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史料紹介

大工頭中井家文書

(一)

中井 信彦

高橋 正彦

はじめに

こゝに紹介しようとする中井家文書三〇〇点余は近世初頭、徳川家康に仕えて伏見城、江戸城、駿府城、名古屋城などの諸城の造営・修築に当った作事方の一人、中井大和守正清に關係する文書であつて、現在、その子孫、東京都世田谷区在住の中井忠重氏の所蔵にかかるものである。

中井家は正清以前は巨勢氏を称し、先祖代々大和国三輪明神の神職をつとめ同国高市郡巨勢郷に住してきたという(寛政重修諸家譜)。祖父正範よりその履歴が知られているが中井家所蔵の「系譜」の記載によれば、祖父正範は孫兵衛とも称し、大和国に生れた。大和国万歳の城

「中井家文書」

主万歳備前守則満の一族にあたり、後、天文七年一月二日に筒井順昭との戦にて討死したという。正範の子は正吉で同じく大和国に天文二年に生れ、正吉の子が正清である。

中井正清は永禄八年に大和国に生れ、後、天正十六年、二四才の時、伏見において家康に謁し、このとき二百石を給つたという。(寛政重修諸家譜によれば天正十二年という)前記系譜の記載によればこの際、これ迄の巨勢の姓を中井と改名したとあるが、同じ系譜と正清の孫、正知(浄覚)の書き記した覚書に、正清の父正吉の時、中井と改めたという記述もあつて、改姓の時期については不明確である。

正清はその後、三百石を加増され、都合五百石となつたとあるが、その理由も時期も記載はみられない。慶長五年、関ヶ原の戦の後正清は五畿内近江六ヶ国中の大工大鋸の支配を仰付られたとある。

正清に関する史料としてこれ以前にも、天正四年十一

(九七)

九七

月十一日付の文書に近江国中の年貢公事を免除したものと、天正二〇年四月日付文書に同じく近江国諸役免除の朱印状とが本中井家文書中に存するが、この二通共本書ではなく、後世の写しである為、信憑性が薄い。しかし前記、慶長五年の五畿内近江六ヶ国中の大工大鋸の支配云々はこの直後の正清の活躍をみれば、一応そのまゝ信じてでも差支えないものと思われるのである。かくして正清は徳川氏の作事方の重要な位置を占めることになり、その後、慶長六年よりの家康の伏見城、二条城等の造営に参画し、慶長十一年には推挙により従五位下に敘せられ大和守となつている（寛政重修諸家譜によれば慶長十三年）。慶長十二年には京都にて仙洞御所の造営に當つていたが、十二月に駿府城本丸が失火にて全焼した際、急ぎ京都より駿府に赴き、その機敏な参駿と駿府御天守の造営の功により家康より太刀と馬とを拝領したという（前記系譜と、浄覚の覚書による）、慶長十四年十月十八日には、千石に加増され、給地を父祖の地と縁の深いと

思われる大和添下郡城村にて七百四拾四石余、他を外川村、小和田村に得ている。（徳川家康知行宛行状、中村孝也氏「徳川家康文書の研究下巻之一」五九六頁所収）名古屋城の造営に際しては大工棟領に任ぜられ、これ以後名古屋城の完成まで大久保長安、小堀政一等と共にその中心的人物として活躍するのである、その後禁裏造営に、慶長十六年には院御所御殿の造営に参画し、慶長十七年従四位下に昇叙した、このことは大工の棟梁としては当時異例のことであり、家康の信任の厚さと、正清の工匠として優れたことを示すものである。

慶長十八年には前記系譜記載によれば、「大和守隠密にて大坂城中江被遣、絵図等相認申候」とあつて、翌年の大坂の陣を目前にした家康方において、単なる大工頭の一人に止らず、その知識を利用して活躍していることが窺われるのである。

正清はその前後にも或いは方広寺、増上寺、日光、春日大社などの造営に関係し、元和五年一月に五五才にて

方であつても家康の信任厚く、諸家との交渉の多い中井正清を中心した中井家文書は、優れた未刊の史料と認められるので、こゝにその全貌を逐次紹介せんとするのである。

これら中井家文書は三代目の正知||浄覚の時代に彼の手により分類整理されて今日まで保存されてきている。

この浄覚によつて分類され表題の付せられたものは次の通りである。

1. 方広寺大仏殿関係 一二通
2. 名古屋城関係 二二通
3. 大坂御陣関係 一四通
4. 日光関係 一六通
5. 春日神社関係 六通
6. 慶長年間の諸家よりの書状（“い印”とあるもの九六通）
7. 同 （“〇印”とあるもの）三五通
8. 女房消息 （“乾印”とあるもの）二五通

9. その他の文書（断片二四通を含む）一三二通

合計 三五七点

これらの中井家文書を逐次紹介してゆきたいが、書状が多数を占め年代を欠くものが多く、又年代の推定も困難なものが多い。この為、編年に従うことはむづかし、前記分類中1~5に属するものは、明らかに分類の誤りと認められるものを除き、そのまゝ纏めて掲載しその他の文書については差出者別、年代別、類別を適宜考慮して整理の上、掲載したい。

尚、本、中井家文書は当主中井忠重氏、嗣子、中井正知氏の御好意と依頼により高橋正彦が主として解読・解説に当り、中井信彦がこれを校閲した。途中、若干の解説には慶応義塾大学大学院文学研究科学生、三木雄介、長谷川恒雄、田中康雄、松崎欣一の諸君の尽力を得たことに感謝したい。

凡例

一、前述の如く、類別された文書についてはその文書群毎に紹介し、それ以外のものは年代順、差出者別、など適宜配列した。

一、文書には適宜訓点を付したが、返り点は付けなかった。

一、料紙のうち、特に注意すべきものは題名の下に、その種類を掲げ（宿紙）の如く記し、又、堅紙以外は（折紙）、（切紙）とその形状を記した。

一、文書に磨滅、虫喰があれば□にて示し、字数の明らかでない時は□で示した。

一、花押と印章とは一々これを模刻し難いので（花押）、（印）とのみ記し、印文を註記したものもある。

一、字体については異字体、変体がな等は通常のものに改めた。

一、誤字、衍字、脱字、判読不能の文字などには（ママ）と傍注し、或は（ ）をつけて補足訂正した。

一、文書の理解を助ける為に人名、地名、などの右側に①、②の如く番号を付して「註」にて簡単に解説した。

1 「方広寺大仏殿関係」

「二」材木屋源兵衛、又右衛門尉連署書状（折紙）

以上

一書申上候、大仏御才木付、八間木六間木すへくちさし
わたし三尺木、大坂へ付次第可申上候、上様被成御意
可被下候代物之儀者所々入目を付立重而可申上候、恐惶
謹言、

慶長八年^②

九月廿一日

さいもくや

源兵衛（花押）

さいもくや

又右衛門尉（花押）

〔註〕①末口、丸太材の細い方の切口のこと、元口の逆をいう。

②大仏殿建立の準備は慶長十三年頃からであるが、本文書には慶長八年とあり、やゝこの点疑問が残るが、後考をまつ。

③本文書宛名を欠く。

【二】吉野郡北山の杣、次右衛門目安

乍恐申上御目安之事

一吉野郡北山にて大仏御材木長さ拾間半、末口式尺式寸
(梅の木)とがの木を出し新宮うとのほまに御座候を、ねたんも不

仕候処ニいかや久介・いつみや三右衛門・京屋才兵衛と
申あき人御公儀をかうけにかり候て取上せ申ニ付、代銀
之出入大和殿へ申上当正月廿九日ニたいけつ仕、代銀三
貫目右三人之者へ出し候へと大和殿かたく被仰付候へ共
代銀渡り不申何共迷惑仕候事、

一三貫目之代銀大和殿内仁右衛門とり渡シ候へと大和殿
堅被仰付候間銀子請取可申と申候へハ只今いへんの被成
御取渡しなく候ニ付キ重而大和殿へ御理り申候へハ御口
かわり何ニもめいわく仕候事、

一右之材木出入大和殿おまへにてたいけつ仕有様ニ被仰
付候て只今いへん被成弥々めいわくニ存大和殿へ色々御

(紙綴目)

理り申上候へともわれら申分御とり上なく迷惑仕候、此
上ハ御諚ならてハ不罷成候間御理申上候事、
右之旨少も相違無御座候、仍如件、

慶長拾六年

北山ノ内白川村杣

六月十一日

次右衛門(花押)

(天久保長安)
大石見守様

【三】鈴木左馬助書状(折紙)

以上

和州吉野郡北山^①如此目安上申候、此出入入かと貴様御
聞候て被仰付之由左候へハ滞様ニ申候間、尚可然様被仰
付可被遣候、此中者石見上着に取紛無音所存外候、有馬
御湯治之由相当ニ候ハんと奉察候、恐惶謹言、

(慶長十六年)

六月廿一日

鈴木左馬助^②

(名乗)^③(花押)

中和州様

人々御中

〔註〕 ① 前記第二号文書のこと

② 大久保石見守長安の家臣

③ 名乗は不明

〔四〕 板倉勝重書状（折紙）

猶々申事無之様ニ可存候、以上

幸便候間一筆申越候、大仏之引物之儀付而薩摩衆兩人其元へ罷下御年寄衆へ理可申由付而罷下候、我等も於駿府あひ申候、大かた相濟候様ニ京都にてハ伝申候、又金屋了円・岸部屋所ニも金子過分ニ在之由、去年我等ニ物語申候間是にて成共御濟候て申事無之様ニ可然候、

此間ハ山駿州^①へ申達、上聞候儀ハ延引尤之由申候へ共とかく下にてハすて申間敷由、兩人衆申候て罷下候、今朝も後庄右^②へ申儀候可有其御心得候、いづれも期後音候、恐々謹言、

十一月五日

板伊賀守

勝重（花押）

「中井家文書」

中和殿

御宿所

〔註〕 ① 山口勘兵衛直友のこと、天正十三年に家康に仕

へ、後、累進して五千石を領し、元和八年九月、七十七才で歿した。慶長六年より十四年までの間は丹波の代官を、慶長十七年五月十一日付、中井正清宛の禁裏普請覚書には板倉勝重、小堀政一等と共に禁中作事奉行に任ぜられている。

② 後藤庄三郎光次のこと、幕府の金座、銀座を掌つて、家康の側近として知られている。

〔五〕 板倉勝重書状（折紙）

猶々来春ハ早々罷上り候て可申達候、寺之山門本尊早速出来申候様可被仰付候、又此ふみ共参着次第ニ我等やとへ御届候て可給候、 以上

先書ニ申入候へ共遅々候ハやと存、次飛脚にて申候、

一去廿一日ニ為御鷹野 上様田中^①へ被成御座則我等も廿

三日ニ参着申、是にて御目見へ申候へハ御機嫌よく候間可御心易候事、

一大仏之瓦迄上り申由申上候へハ一段是又御機嫌よく候間可御心易候事、

一増上寺山門之本尊作り候かと被仰出候間、大和早々申付出来可申候様ニ申上候へハ是又御満足被成候、就其替用儀まつく御借候て可在候、則金右衛門・内記方へ貴所次第ニ八木^②ニても銀子ニ而も相渡候へと申越候、可有其御心得候、恐々謹言、

十二月廿四日

板伊賀守

勝重(花押)

中大和殿
万いる

〔註〕 ① 地名、駿府の近辺にてしばしば鷹狩りに赴ける地。

② 米のこと。

〔六〕 片桐且元書状(折紙)

猶々近日御下ニ御いそかハしき刻候、御状本望ニ存候尚自是以使者可申候、以上

如御状先日者早々申承、大御酒給酔細々御噂申出候、然者二三日中ニ駿府御下候由、御苦勞事、別ニ用所無之候、大仏鐘鑄之事、卯月十六日^①ニるさせ可申由、来四日ニ可申遣と存候間、其通御尋候者御申上頼申候、随而大相模殿事如何無御心元候、先々御隠密尤候、旁追而可申承候、恐々謹言、

(慶長十九年)

正月廿九日

片市正^③

且元(花押)

中大和守殿

御返報

〔註〕 ① 方広寺大仏の鐘を鑄しはじめたのは慶長十九年のこと。

② 大久保忠隣、この年一月十九日に改易に処せられ、近江国に配流された。

③ 秀吉、秀頼の家臣、大仏鐘銘問題の折、奉行をしていた。

〔七〕 大野治長書狀（折紙）

猶々 御前之御取成奉頼存候、以上

一書申上候、然者今度山城殿火事ニ貴殿様御けかを被成之由承候、其分ニ御座候哉、無御心元奉存候、無御油斷可被成御養性儀御尤ニ存候、今度大仏御供養ニ貴殿様被成御上之由承及候間、内々相待申候処相延不被成御上候御残多奉存候、爰元別ニ替儀も無御座候、其地 大御所様御機嫌能被成御座候哉承度奉存候、自然 御前珍敷儀も御座候者御取成頼奉存候、尚様子使者口上ニ可得御意候、此地御用之儀御座候者可被仰付候、恐惶謹言、

八月九日

大修理^①大夫
治長（花押）

中大和様

人々御中

「中井家文書」

〔註〕 ① はじめ秀吉の家臣、関ヶ原の戦の時、家康の会津征伐に従い、後、秀頼に仕えその側近となる、大坂夏の陣にて大坂城にて歿した。

〔八〕 片桐且元書狀（折紙）

猶々川の浅所も瀬踏させ申候、鍬共二三百挺持せはらせ二本一度上せ申付候、ろくろなとたて申候事ハ在之間敷と存候、以上

如御狀昨十五日ニ跡々の大虹^①梁参着之由此方へも申来候間か様之大慶不過之候条二本一度ニ上せ可申と存、今明十六七日大舟共ニ為梓候て十八日早天々 殿様御小人四百人、我等者も大坂ニ在之者共くハ候て千人斗申付引上せ可申と拵申半候間廿三日ニハ遅々共伏見迄着可申候、其段可御心安候、又大仏にて手伝も十八日九日ニ千二三百も増夫を申付上せ申候間今までハはか行可申と存候、大引物不参以前者少疑敷存候へ共二本参候上ハ我等もか様之大慶無之候間随分精ニ入可申候、川之様子見

計、頓而上候はん間以面万談合可申候、恐々謹言、

七月十六日

片市正
且元（花押）

中大和守殿

御返報

〔註〕 ① やゝ反りをもたせて作つた梁（はり）のこと。

〔九〕 片桐且元書状（折紙）

猶々御草臥可在之處ニ早々御念入申段、御礼不得申候
やかて罷登可申承候、以上、

昨日京都御上之由候而早々預御状畏存候、我等氣相近日
者得驗^②氣申候条頓而罷上駿府 御前之儀又大仏御作事等
万可申承候、先日ハ細々御状大慶不得申候、旁以面御礼
可申候条、書中不能詳候、恐々謹言、

片市正

五月廿五日

且元（花押）

中大和守殿

貴報

〔註〕 ① きあい、気分、病氣、のこと。

② げんき、快方に向うこと。

〔一〇〕 竜安覺心書状（折紙）

尚々御事繁を乍存御むつかしき儀申上候処ニ相澄候事
かたしけなき儀申つくしかたく候、以上、

今度大仏新河原町地子之儀以御威光相濟辱次第御礼不知
所謝候、尤致伺候雖可申上候、還而如何与無其儀候、則
彼町之者共為御礼罷上候条以書状申上候、然者板伊州^①へ
御礼ニ町之者罷出候而可然候はんや、於伏見御越年之由
承候、いかやうにも御意次第ニ可申付候、尚奉期貴面
候、恐惶謹言、

十二月廿八日

竜安^②（黒印、印文不明）
覺心◎

中和州様

人々御中

〔註〕

① 板倉伊賀守勝重のこと。

② 竜安覺心、僧侶であろうが、いかなる人か未詳。

〔二二〕 駿府加判衆連署書状（折紙）

已上

大仏之四天望申者其方へ被下候間、何様ニも存分ニ可被
申付候、恐々謹言、

七月六日

（彦坂光正）
彦九兵

光正（花押）

（村越直吉）
村茂助

直吉（花押）

（成瀬正成）
成隼人

正成（花押）

（安藤直次）
安帯刀

「中井家文書」

中井太和殿
（ママ）

貴所

〔註〕

① 慶長十二年二月に家康が駿府へ退いてから差出者
の本多正純以下はいづれもその側近にあつて、所謂、大御所政
治の一翼を担つた。

〔二二〕 片桐且元書状（折紙）

從 秀頼様為御使津田監物被差上候、今度大仏御作事早
速出来在之、殊 大御所様へ其方具御申上候故御機嫌之
由近日能聞召不大形被成御満足候、仍小袖五并為御扶持
方八木千俵被進之候、委口上ニ可被申入候、恐々謹言、

直次（花押）

（大久保長安）
大石見守

長安（花押）

（本多正純）
本上野介

正純（花押）

十一月廿五日

片市正

且元(花押)

中大和守殿

〔註〕 ① 天正十三年、秀吉の紀州征伐のとき、その所領を没収されたが、後、豊臣秀長、更に秀吉、秀頼に仕え、千石を給せられた。